

平成20年3月25日判決言渡 同日判決原本交付

裁判所書記官 片 平 淳 一

平成19年(レ)第41号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 広島簡易裁判所平成17年(ハ)第2991号)

口頭弁論終結の日 平成20年2月12日

判 決

広島県安芸郡府中町青崎東19-49-11

控 訴 人

A

同 訴訟代理人弁護士

足 立 修 一

同

端 野 真

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

被 控 訴 人

株 式 会 社 し ん わ

同 代表者代表取締役

日 下 部 豊

同 訴訟代理人支配人

竹 本 博 志

主 文

1 原判決の主文第1項を、次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、5万7456円及びうち5万円に対する平成17年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを20分し、その19を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、132万5153円及びうち92万9446円

に対する平成17年11月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

4 仮執行宣言

## 第2 事案の概要

控訴人は、貸金業を営む被控訴人が控訴人から利息制限法所定の制限利率を超過する利息の支払を受けた、これは不当利得に当たり、この不当利得に関し被控訴人は民法704条所定の悪意の受益者に当たるとして、被控訴人に対し、不当利得金及び平成17年11月20日までに生じた同不当利得金に対する商事法定利率年6分の割合による民法704条に基づく確定利息及び同不当利得金に対する平成17年11月21日から支払済みまで商事法定利率年分の割合による同条に基づく利息の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を全部棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴したのが本件である。

1 前提事実（証拠の記載のないものは争いが無い。）

(1) 借入基本契約の締結及び連帯保証契約の締結

ア 被控訴人は、**B**（以下「**B**」という。）との間で、平成6年5月30日、利息制限法所定の制限利率を超える利率を約定利息とする借入限度基本契約を締結し、**B**に対し、60万円を貸し渡した（以下「本件貸付け(1)」という。）。

被控訴人は、**B**に対し、同年10月31日、上記基本契約に基づき、80万円を貸し渡した（以下「本件貸付け(2)」という。）。

イ 被控訴人は、**B**との間で、平成9年4月3日、利息制限法所定の制限利率を超える利率を約定利息とする借入限度基本契約を締結し、**B**に対し、80万円を貸し渡した（以下「本件貸付け(3)」といい、以上の3口の貸付けを併せて「本件各貸付け」という。）（乙1, 乙3, 乙23）（書証

については枝番を含む。以下同じ。)

控訴人は、被控訴人に対し、同日、**B** の被控訴人に対する上記基本契約に基づく返還債務を連帯保証する旨約した(乙1, 乙22)。

(2) 訴訟上の和解の成立(乙2)

被控訴人は、平成10年3月ころ、控訴人を相手方として、広島簡易裁判所に対し、上記(1)イの貸付金の残元金及び遅延損害金の支払を求めて支払督促の申立てをした。これに対して、控訴人は、同支払督促に対する異議を申し立てた。

被控訴人は、平成10年5月12日に行われた支払督促異議訴訟の第1回口頭弁論期日において、支払督促申立書及び請求の減縮申立書を陳述し、被控訴人に対し、上記連帯保証契約に基づき、上記(1)イの貸付金の残元金73万9754円及びこれに対する平成10年3月18日から支払済みまで年36パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた。

控訴人は、上記口頭弁論期日において、被控訴人主張の請求原因事実をすべて認め、被控訴人との間で、上記貸付金について次の内容を要旨とする訴訟上の和解をした(以下「本件和解」という。)

ア 控訴人は、被控訴人に対し、借入金債務として73万9754円及びこれに対する平成10年3月18日から支払済みまで年18パーセントの割合による利息の支払義務があることを認める。

イ 控訴人は、被控訴人に対し、上記アの金員を次のとおり分割して、被控訴人方に持参又は被控訴人名義の銀行口座に振り込む方法により支払う。

(ア) 平成10年5月20日限り2万5000円

(イ) 平成10年6月から支払済みまで毎月末日限り2万5000円ずつ

ウ 控訴人が上記イの分割金の支払を怠り、その額が5万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、控訴人は、被控訴人に対し、残額及び残元金に対する期限の利益を失った日の翌日から完済まで年36パーセントの割合

による損害金を支払う。

エ 被控訴人はその余の請求を放棄する。

オ 当事者間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(3) 被控訴人は、本件各貸付けにつき、原判決添付の計算書（以下「計算書」という。）の「日付」欄記載の各年月日に同「支払」欄記載の各金員の支払を受けた（以下、同支払を「本件支払」といい、そのうち本件和解成立後の支払を「本件和解後の支払」という。）。

## 2 争点

(1) 不当利得の成否

(2) 不法行為の成否

## 3 争点(1) (不当利得の成否) に関する当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 出捐及び利得

本件和解後の支払は、控訴人名義で被控訴人の預金口座に振り込む方法によってなされているのであって、**B**がこの振込みをしたとしても、これは、**B**が、裁判を提訴されたりした迷惑料という趣旨を込めて、控訴人にいったん弁済の法的効果を帰属させる趣旨で、控訴人名義での振込み支払をしていたものとみることができる。したがって、本件和解後の支払は、控訴人の出捐によるものというべきである。そして、その受領が利得に当たる。

イ 法律上の原因がないこと

(ア) 過払金

本件各貸付け及び本件支払を前提として、利息制限法所定の制限利率年18パーセントによって計算すると、本件和解当時（平成10年5月12日）の本件各貸付けの残債務は10万4127円であった。そして、

その後本件和解後の支払がされた結果、被控訴人は、平成17年11月20日時点で、92万9446円を過払金として、法律上の原因なくして、不当に利得した。

(イ) 本件和解

本件和解は以下の理由により無効であるから、上記(ア)の利得が法律上の原因を欠くことの障害とはならない。

a 錯誤無効

被控訴人は、本件和解の際、実際には、**B**と被控訴人との間の金銭消費貸借契約が平成6年5月30日から始まっていることを隠匿し、平成9年4月3日に80万円を貸し付けた取引が初回取引であるかのように偽った。そのため、控訴人は、上記事情を認識できず、平成6年5月30日からの本件貸付け(1)にさかのぼって利息制限法所定の制限利率の超過部分について元本に充当するよう再計算すると、本件和解当時の残債務は10万4127円であったにもかかわらず、これが73万9754円であると誤信して、本件和解を承諾するに至った。控訴人が、本件貸付け(1)の時期を認識し、利息制限法に基づいて再計算した結果を認識していれば、本件和解を承諾することはなかったから、本件和解は錯誤に基づくものであり無効である。

b 強行法規違反又は公序良俗違反

被控訴人と、**B**との間で締結された金銭消費貸借契約の約定利率が強行法規である利息制限法に違反している以上、和解をする際には、貸金業法43条のみなし弁済が成立することを完全に立証した上での心証を前提として和解するのであれば格別、そうでなければ、裁判所としては、当事者の主張を待たずして、利息制限法に従った利率を計算することが求められるのであって、その計算を前提とする和解をするのでなければ、その和解は違法である。ところが、被控訴人は、控

訴人が無知であることにつけ込み、制限利率超過部分について貸金業法43条1項が適用される余地が極めて乏しいことを認識しながら取ってこれを請求し、收受しており、裁判官も被控訴人の主張の違法性を看過して本件和解を成立させたのであり、このような本件和解は、社会的に許容される限度を超えた違法なものと評価せざるを得ない。そして、利息制限法が高金利による利得を許さないという国家意思を体现した強行法規であることにかんがみると、本件和解は、強行法規違反又は公序良俗違反の行為に当たり、無効である。

## (2) 被控訴人の主張

### ア 出捐

本件和解後の支払のうち、控訴人が被控訴人に対して自らの出捐によって弁済したのは5万円のみであって、その余の支払は、Bが控訴人名義で行ったものである。したがって、仮に本件不当利得返還請求が認められるとしても、控訴人は上記5万円の限度で不当利得返還請求権を取得できるにとどまる。

### イ 法律上の原因があること

(ア) 仮に本件和解後の支払が全部控訴人の出捐によるものであるとしても、本件和解によって、控訴人の被控訴人に対する保証債務が確定したのであって、本件和解後の支払は、本件和解によって確定した保証債務の支払としてなされたものであるから、法律上の原因がある。

### (イ) 本件和解

#### a 錯誤無効の主張

この点に関する控訴人の主張は争う。

本件和解は、被控訴人の控訴人に対する保証債務履行請求権の存否、内容又は金額が争いの対象となっていたところ、控訴人において上記内容の保証債務履行請求権の存在を認め、被控訴人において遅延損害

金の一部放棄及び分割払の支払方法を受け容れるとの互譲によって成立したものである。そして、控訴人は、本件和解において争いの対象である保証債務の存在を認めたのであるから、仮に、控訴人が主張するような錯誤があったとしても、これを理由に本件和解が無効であると主張することは、民法696条の和解の確定効により、許されない。

b 強行法規違反又は公序良俗違反の主張

控訴人の主張は争う。

強行法規性の問題は、利息制限法所定の制限利率を超える利率の合意をした場合や、貸金業法43条1項の諸要件の全部又は一部を欠いていても同条項の適用があるとした場合に生じるものである。ところが、本件和解は、控訴人において、争いの対象である貸金業法43条の諸要件が充足されているかについて争わず、未払債務額の存在を認め、被控訴人において、約定利率に基づく未払利息及び遅延損害金の一部を放棄した上で、分割払とすることを認め、それについて利息制限法所定の制限利息での将来の利息とするとして、相互に譲歩して紛争を解決したものであり、上記のような強行法規違反が問題となる場合とは場面が異なる。

したがって、本件和解は、強行法規である利息制限法に違反したものとはいえず、また、公序良俗に違反したものともいえない。

4 争点(2) (不法行為の成否) に関する当事者の主張

(1) 控訴人の主張

被控訴人は、任意に過払金の返還に応じなかったため、控訴人は、控訴人代理人に本件訴訟提起を依頼せざるを得なくなり、弁護士費用の支出を余儀なくされた。これは被控訴人が過払金の返還をしなかったために生じた損害であり、被控訴人の行為は不法行為となるが、その費用額は本件請求額の約1割である10万円が相当である。

(2) 被控訴人の主張  
争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（乙1の(1)、乙2、原審における控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被控訴人は、**B**との間で、平成6年5月30日、利息制限法所定の制限利率を超える利率を約定利息とする借入限度基本契約を締結し、これに基づき、**B**に対し、本件貸付け(1)を実行し、同年10月31日、本件貸付け(2)を実行した。上記基本契約には、支払を一回でも怠ったときは当然に期限の利益を失うとする旨の約定があった。

(2) 控訴人と**B**とは、それぞれスタンドを営み、**B**が控訴人経営のスタンドに飲みによって話をするという仲であった。

(3) 控訴人は、**B**から、経済的な窮状を訴えられ貸金の保証人になることを懇願され、3か月後には別の保証人に替えるからなどと言われて、これを承諾し、平成9年4月3日、借入限度基本契約書（乙1の(1)）に署名、押印した。これにより、被控訴人は、**B**に対し、同日、本件貸付け(3)を実行した。上記基本契約には、利息及び遅延損害金の利率を39.97パーセントとし、支払を一回でも怠ったときは当然に期限の利益を失うとする旨の約定があった。

(4) 控訴人は、**B**に保証人を替えるよう求めていたところ、**B**の所在が一時不明となったものの、その後、その所在が判明したので、被控訴人の担当者にこれを伝え、被控訴人からの催促があると、**B**に支払を求めるようにと言って、自ら支払うということはしなかった。また、控訴人は、**B**の夫の妹に当たる者から、**B**が自己破産したが、控訴人に迷惑をかけないために被控訴人に対する債務を破産申立ての際の債権表に記載しなかったことを聞いた。



- (5) 被控訴人は、平成10年3月ころ、控訴人を相手方として、広島簡易裁判所に対し、本件貸付け(3)にかかる貸金の残金73万9754円及びこれに対する平成10年3月18日から支払済みまで約定利率年36パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める旨の支払督促の申立てをした。そのころ、控訴人は、上記支払督促正本の送達を受けて驚き、異議の申立てをするとともに、**B** にこれを伝え、裁判所にも同道するよう指示した。
- (6) 控訴人は、平成10年5月12日、上記支払督促異議訴訟の第1回口頭弁論期日に出頭し、本件和解をし、**B** に対し、本件和解に定められた分割金を支払うよう指示し、その支払が滞り被控訴人の従業員から支払を求められたときは、同従業員に**B** の居場所を教えて**B** から取り立てるように言った。
- (7) ところが、再度**B** の所在が不明となり、控訴人は、被控訴人から支払を催促され、本件和解後の支払のうち平成14年10月17日以降の4回にわたる計5万円の支払をした。
- (8) 本件和解後の支払のうち上記(7)の控訴人がしたものを除いた支払は、**B** が控訴人名義で被控訴人の預金口座に振り込む方法によりしたものである。

## 2 争点(1) (不当利得の成否) について

### (1) 出捐及び利得について

控訴人は、**B** が、裁判を提訴されたりした迷惑料という趣旨を込めて、控訴人にいったん弁済の法的効果を帰属させる趣旨で、控訴人名義での振込み支払をしていたものとみることができるから、本件和解後の支払はすべて控訴人の出捐によるものであると主張する。

そこで上記主張について判断するに、まず、平成14年10月17日から平成15年1月14日までの間の4回、合計5万円の支払が控訴人の出捐によるものであることは、上記認定のとおりである。

しかし、上記認定のとおり、本件和解後の支払のうち上記5万円の支払を

除いた支払は、B が、保証人となっている控訴人に迷惑をかけてはならないとの思いや支払を遅滞するたびに控訴人や被控訴人の従業員から支払を催促されたことから、自ら保有する金銭をもって行ったものであり、この事実からすれば、同支払は、B の出捐によるものと事実上推定され、控訴人が何らかの法的根拠に基づいてこれを自己の財産として保有し、その後上記支払がなされたこと等の上記推定を覆すに足りる事実が認められない限り、上記支払は、B の出捐によるものであることが認められるところ、上記の推定を覆すに足りる事実、控訴人の上記主張にある「迷惑料として交付された」との点をも含めて、これを認めるに足りる証拠はない。したがって、上記支払は、B の出捐によるものであると認められるから、控訴人の上記主張は採用できない。

## (2) 法律上の原因について

本件各貸付けには、利息制限法所定の利率を超える利息を支払う旨の約定及び分割金の支払を1回でも怠ったならば期限の利益を当然に失う旨の約定があったことからすれば、本件支払は、特段の事情のない限り、貸金業の規制等に関する法律43条1項本文にいう任意の返済には当たらないといえるところ、本件においてこの特段の事情をうかがわせる証拠はない。そうすると、B は、本件各貸付けの利息として、利息制限法所定の利率年18パーセントの割合による金員の支払義務を負うにとどまり、これを超える利息の支払義務を負わず、本件支払のうちその超過分は当然に本件各貸付けの元金に充当されることとなるから、控訴人の出捐による支払のあった平成14年10月17日当時、本件各貸付けに係る貸金債権は既に消滅していたといえる。とすると、当時、控訴人の本件貸付け(3)についての連帯保証債務もまた、その附従性により、既に消滅していたといえる。

したがって、控訴人の上記5万円の支払による被控訴人の利得は、不当利得に当たり、上記事実経過からすれば、その利得について被控訴人は民法7

04条にいう悪意の受益者に当たるといえるから、被控訴人は、控訴人に対し、5万円及びこれに対する悪意の受益者としての確定利息7456円（平成17年11月20日までの分。ただし、民法所定年5分の割合による。）並びに5万円に対する同月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払義務を負う。

もっとも、被控訴人は、「控訴人のした上記5万円の支払は、本件和解によって確定した保証債務の弁済としてなされたもので、法律上の原因のある利得であるから、不当利得に当たらない。」旨主張する。

しかし、①上記のとおり、**B**は利息制限法所定の利率年18パーセントの利息を支払うことで足りたのであり、本件各貸付け及びこれに対する支払を一連の取引として利息制限法所定の制限利率により充当計算すると、本件和解当時本件貸付け(3)の残元金は10万円余りの額となっていたものと認められ、一方で、被控訴人は、前記支払督促異議訴訟の口頭弁論期日において本件貸付け(3)の残金は73万9754円であると主張し、本件和解は、これを前提として、控訴人は同額及びこれに対する平成10年3月18日から支払済みまで年18パーセントの割合による利息の支払義務があることを認めるという内容のものとなったのであり、その額には大きな差があること、②同期日において本件各貸付けに関する従前の取引経過が開示されることがなかったため、控訴人は上記取引の全体を認識していなかったが、一方で、被控訴人は控訴人の認識がそのようなものであることを十分知っていたこと、③被控訴人は、同期日において、みなし弁済を基礎付ける事実として、「被控訴人は**B**に対し、貸金業の規制等に関する法律17条、18条各所定の書面を交付した。」旨の主張をしたものと推認されるが、控訴人の原審における供述からみて、控訴人は、利息制限法や貸金業の規制等に関する法律について知識が乏しく、上記主張の法的意味を十分に理解しないまま、同期日において、被控訴人の主張のとおり残債務があると信じ、これを争うこと

をしなかったものと推認され、被控訴人の上記利得はこのような控訴人の法的知識が不十分であったことの結果として得られたものといえること等の点にかんがみると、本件和解は暴利行為として公序良俗に違反し、無効というべきであり、また、被控訴人が以上のような経過で成立した本件和解の効力を主張することは権利の濫用として許されないというべきである（控訴人の上記主張は権利の濫用も主張しているものと解される。）。したがって、被控訴人の上記主張は採用できない。

### 3 争点(2) (不法行為の成否) について

この点に関する控訴人の主張は、前記のとおりであり、上記の額の限度で不当利得が認められるものの、被控訴人がこれを争った理由（本件で被控訴人が主張している点）等に照らすと、被控訴人が上記不当利得金を任意に支払わなかったことが不法行為に当たるとまではいえない。

したがって、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

### 4 結論

よって、控訴人の請求は、主文第1項(1)の限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を変更して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 能 勢 顯 男

裁判官 馬 場 俊 宏

裁判官 數 間 薫

これは正本である。

平成20年3月25日

広島地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 片平 淳一

